

# 居宅介護支援重要事項説明書

《 令和 年 月 日 》

## 1. 事業者

事業者の名称	医療法人 八紘会
法人所在地	岡山県浅口市鴨方町鴨方1081-1
法人種別	医療法人
代表者氏名	仁科 肇
電話番号	0865-44-3147

## 2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

## 3. 概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所ハミング
所在地	岡山県浅口市鴨方町鴨方1081-1
介護保険指定番号	3372700116
サービス提供地域	浅口市 里庄町 笠岡市

### (2) 職員体制

従業員の種類	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上

### (3) 勤務体制

月～水・金・土曜日	午前9時～午後5時
木曜日	午前9時～午後0時
休日	日祝日 8/13～8/15(3日) 12/31～1/3(4日)

### (4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	<u>むすびの和</u> を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低、月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う。
サービスの利用開始	まずはお電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺い致します。居宅サービス契約を締結した後サービスの提供を開始します。
サービスの終了	※ ご利用者のご都合でサービスを終了される場合は、所定の用紙でお申し出下されればいつでも解約できます。 ※ 人員不足等、当事業所の都合で、やむを得ない事情による場合は、終了1ヶ月前に文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。 ※ 次の場合は自動終了致します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ご利用者が介護保険施設に入所した場合</li><li>・ご利用者の要介護認定区分が要支援又は非該当(自立)となった場合</li><li>・ご利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合</li><li>・ご利用者が亡くなられた場合</li></ul> ※ その他ご利用者(ご家族等)が当事業所職員に対して契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書で通知すると共に即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。
サービス担当者会議の開催	ご利用者にサービスを提供する指定居宅サービス事業者担当者との会議を開催し、常に提供するサービスの質の向上に努めます。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法令代理受領ができなくなった場合は下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。

このサービス提供証明書を後日居住地の市町村窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

※ 厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護並びに居宅支援サービス計画費の額は次の通りです。ただし金額は厚生労働省改定により変わることがあります。

1月につき	円
(令和 年 月 日現在)	

##### (2) 交通費

前記3. の(1)記載のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要であり、詳細は下記の通りです。

移動手段	交通費
公共交通機関	実費
車	通常の実施地域を越え、片道概ね16km未満 100円
	通常の実施地域を越え、片道概ね16km以上 200円

##### (3) 支払い

###### 支払い方法

支払いが必要な場合は月毎の精算とさせていただきます。

毎月10日までに前月分の請求を致します。10日以内にお支払い下さい。

お支払い後当事業書の領収書を発行致します。

#### 5. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

##### (1) 当事業所相談窓口

相談窓口	指定居宅介護支援事業所ハミング
担当者	居宅介護支援専門員 大熊春美 事務長 仁科奈々
電話番号	0865-44-3147
対応時間	月曜～水曜、金曜、土曜日 9:00～17:00 木曜日 9:00～12:00 *日祝祭日、8/13～8/15、12/31～1/3は除く

##### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

##### (3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

##### (4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

###### 外部苦情相談窓口

	電話番号	受付時間
岡山県国民健康保険団体連合会	086-223-8811	8時30分～17時
浅口市健康福祉部高齢者支援課	0865-44-7113	8時30分～17時15分
里庄町健康福祉課	0865-64-7211	8時30分～17時15分
笠岡市健康福祉部長寿支援課	0865-69-2139	8時30分～17時15分

#### 6. 事故発生時の対応及び損害賠償

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおり対応を致します。

##### ①事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

##### ②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

②前項の場合において、事故が発生した場合は、当事業者はすみやかに利用者の損害を賠償します。ただし、当事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

③前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

#### 7. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 8. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 9. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

## 10. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。  
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 11. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ②指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ③特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ④居宅サービス計画等の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

## 12. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。  
また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。  
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 14. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

## 15. ハラスメントの具体例

事業所は、利用者及びその家族はサービス利用にあたって、介護支援専門員等に対する次の行為をハラスメントと規定します。

- ① 身体的暴力（直接的、間接的を問わずに有形力を用いて危害を及ぼす行為）
- ② 精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ セクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

16. 第三評価の実施について

本事業所の第三評価の実施は以下のとおりです。

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価期間の名称	
評価結果の開示状況	

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に前記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、電磁的記録による対応を可能とします。

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

【 事業者名 】 指定居宅介護支援事業所ハミング

【 所在地 】 岡山県浅口市鴨方町鴨方1081-1

【 管理者 】 大熊 春美 (印)

【 説明者 】

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

( 続 柄 )